

矢吹町再犯防止推進計画 (案)



令和7年 月
福島県矢吹町

目 次

第1章 計画について

1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置付け	1
3 計画期間	1
4 計画の対象者	2

第2章 再犯防止を取り巻く状況について

1 犯罪認知状況及び再犯者の状況	3
初犯・再犯の状況	4
薬物による検挙者数	5
犯行時の状況	6
2 少年犯罪の状況について	8

第3章 取組の概要

1 基本的な考え方	10
福島県再犯防止推進計画における取組事項	11

第4章 町の取組事項

1 広報・啓発活動の推進	14
2 就労・住宅の確保等を通じた自立支援のための取組み	15
3 保健医療・福祉サービス利用の促進等のための取組み	16
4 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組み	16
5 民間協力者の活動の促進等、広報、啓発活動の推進等のための取組み	17
6 地方公共団体との連携強化における取組み	17

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制	17
-----------	----

第1章 計画について

1 計画策定の背景と目的

2016(平成28)年12月に「再犯※2の防止等の推進に関する法律」(平成28年法律第104号。以下「再犯防止推進法」という。)が成立し、再犯防止等に関する施策を策定し、実施する責務が、国だけでなく地方公共団体にもあること(再犯防止推進法第4条第2項)が明記され、都道府県及び市町村に対して、国の再犯防止推進計画を勘案し、地方再犯防止推進計画(以下「地方計画」という。)を策定する努力義務(再犯防止推進法第8条第1項)が課されました。

犯罪※1や非行をした者(以下「犯罪をした者等」という。)の中には、貧困や疾病、し癖※3、厳しい生育環境等、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える者が少なくありません。こうした生きづらさを抱える犯罪をした者等の課題に対応し、その再犯を防止するためには、刑事司法関係機関による取組だけではその内容や範囲に限りがあり、社会復帰後、地域社会で孤立させない「息の長い」支援を、国、地方公共団体、民間団体等が緊密に連携協力して実施する必要があります。

こうした背景のもと、犯罪をした者等が孤立することなく支援することで、住民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指すため、再犯防止に関する施策を推進することを目的とした「矢吹町再犯防止推進計画」を策定します。

《用語説明》

※1 犯罪・・・刑法で禁止されている行為であり、刑罰の対象

※2 再犯・・・刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された場合

※3 し癖・・・あるものを特別に好む性癖。タバコ・アルコール・覚醒剤などを連用し、やめると精神的・身体的に異常が現れる状態

2 計画の位置付け

本計画は、再犯防止推進法第8条第1項に定める市町村計画として位置付けます。

3 計画期間

本計画は、10年間を基本としますが、2025(令和7)年度から2031(令和13)年度までは、福島県再犯防止推進計画の改定に合わせるため7年間の計画期間とします。

なお、関係施策の見直しや、社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

■計画期間

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
第7次矢吹町 まちづくり 総合計画 (8年間)	基本構想 前期基本計画 後期基本計画								
矢吹町再犯防止 推進計画 (7年間)		令和7年度から令和13年度							
国再犯防止 推進計画 (5年間)	令和5年度から令和9年度								
福島県再犯防止 推進計画 (10年間)	令和3年度から令和12年度								

4 計画の対象者

本計画の対象者は、「犯罪をした者等」とします。

「犯罪をした者等」とは、再犯防止推進法第2条において「犯罪をした者又は非行少年もしくは非行少年であった者」と定義しており、刑務所等の矯正施設退所者だけでなく、保護観察※4 対象者や刑の執行が猶予※5 された人なども含みます。

■再犯の防止等の推進に関する法律(該当箇所のみ抜粋)

(定義)

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）という。

≪用語説明≫

※4 保護観察…罪を犯した人又は非行のある少年が、実社会でその健全な一員として更生するように、国の責任において指導監督及び補導援護を行う

※5 執行猶予…不起訴処分のうち、犯罪の嫌疑が認められる場合でも、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況等により訴追(検察官が公訴を提起)しないもの

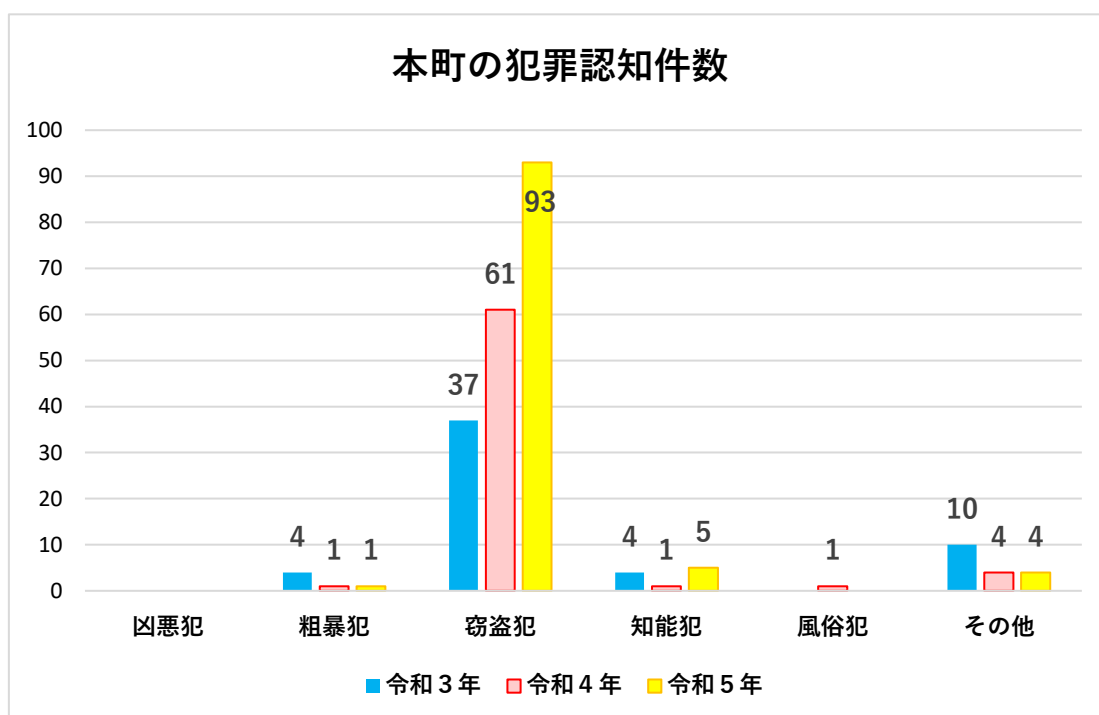
第2章 再犯防止を取り巻く状況について

1 犯罪認知状況及び再犯者の状況

○矢吹町の犯罪認知状況

白河警察署より提供されたデータによると、本町の犯罪認知件数※6 は、令和3年から年々増加しており、令和5年では、約 1.9 倍と増えています。

また、犯罪認知状況を罪種別に見ると、窃盗犯が最も多く、令和3年は全体の約7割ですが、令和4年と令和5年では全体の約9割となっています。



(白河警察署提供資料)

《包括罪種》

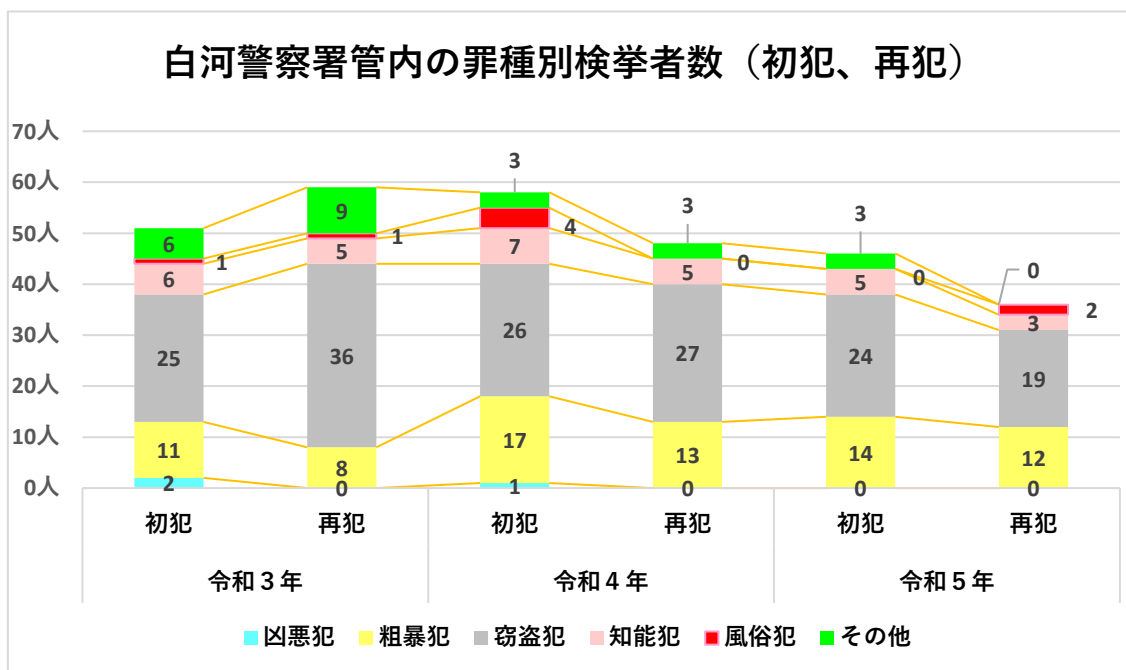
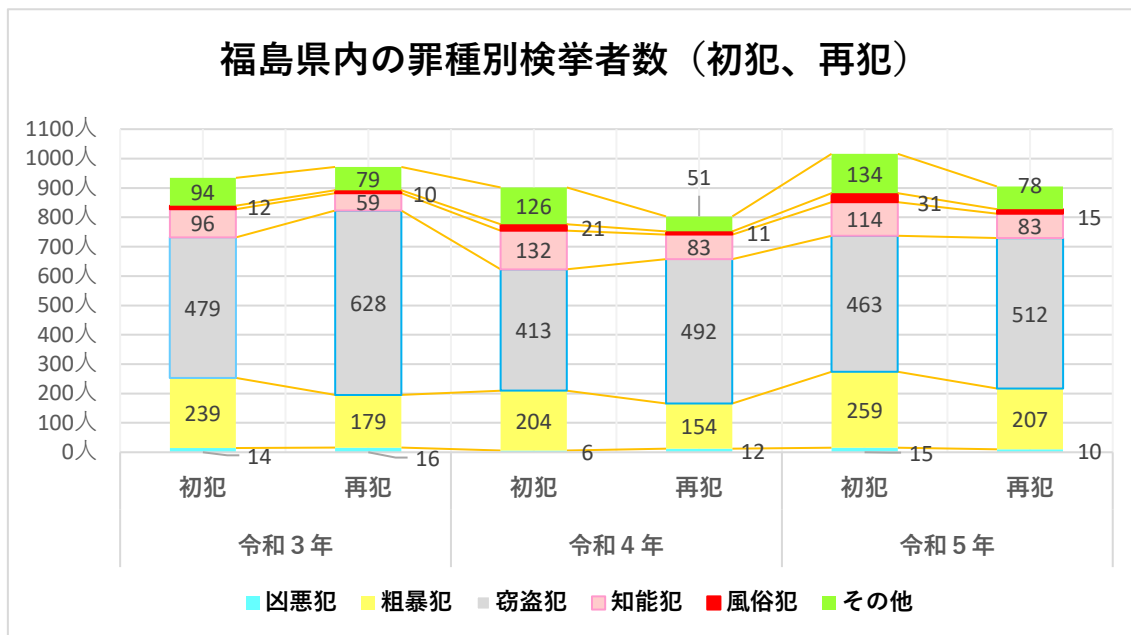
- ・凶悪犯…殺人、強盗、放火、不同意性交等
- ・粗暴犯…凶器準備集合、暴行・傷害、脅迫、恐喝
- ・窃盗犯…窃盗
- ・知能犯…詐欺、横領、偽造、汚職、あっせん利得、背任
- ・風俗犯…賭博、不同意わいせつ、公然わいせつ、面接要求等、性的姿態撮影等
- ・その他の刑法犯…公務執行妨害、住居侵入、逮捕監禁、器物損壊等上記に掲げるもの以外の刑法犯

《用語説明》

※6 犯認知件数…警察などの捜査機関が、殺人や窃盗などの刑法に定められた犯罪の発生を把握した件数

○初犯・再犯の状況

法務省により提供されたデータによると、福島県内及び白河警察署管内(白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町)の罪種別検挙者数は、令和3年と令和5年を比較すると初犯では約1.1倍増加しており、再犯では、約0.9%減少しています。刑法犯全体では、窃盗犯の割合が初犯、再犯共に最も高くなっています。



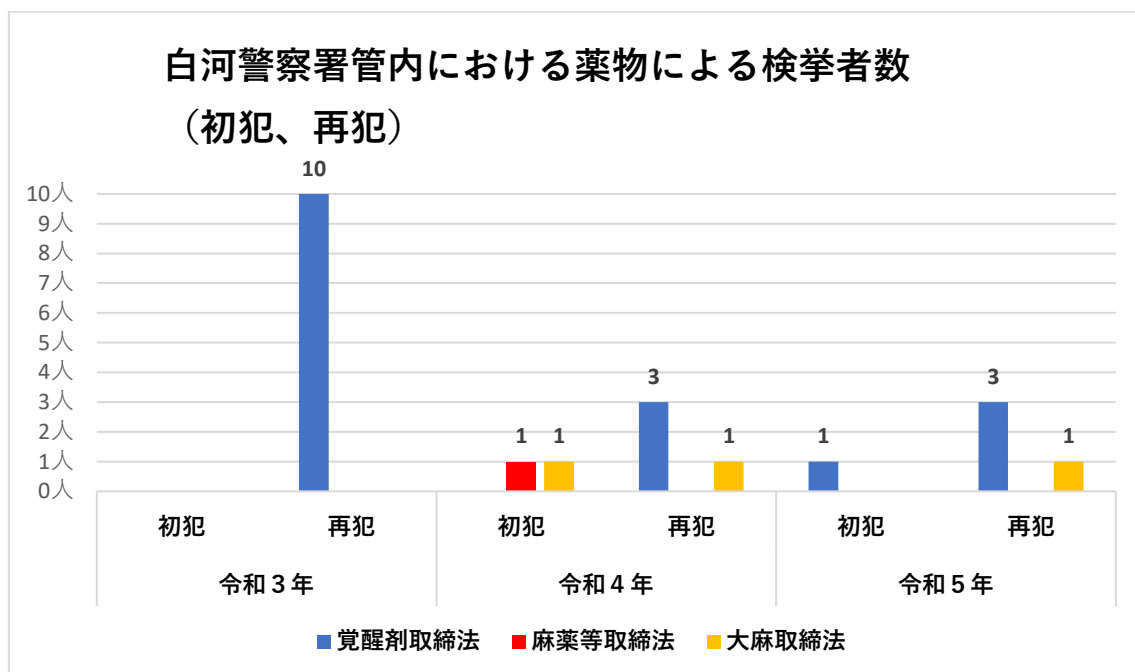
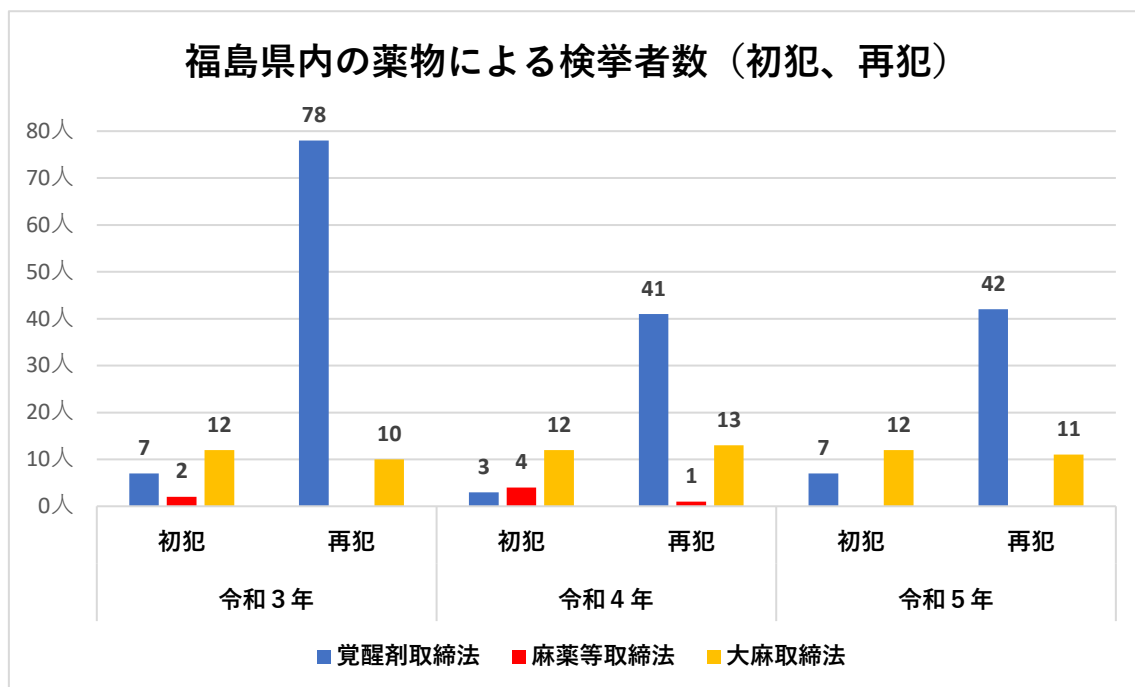
(仙台矯正管区提供資料を基に矢吹町が作成)

＜用語説明＞

※7 検挙者数……警察が犯罪捜査で逮捕または書類送検した人の数

○薬物による検挙者数

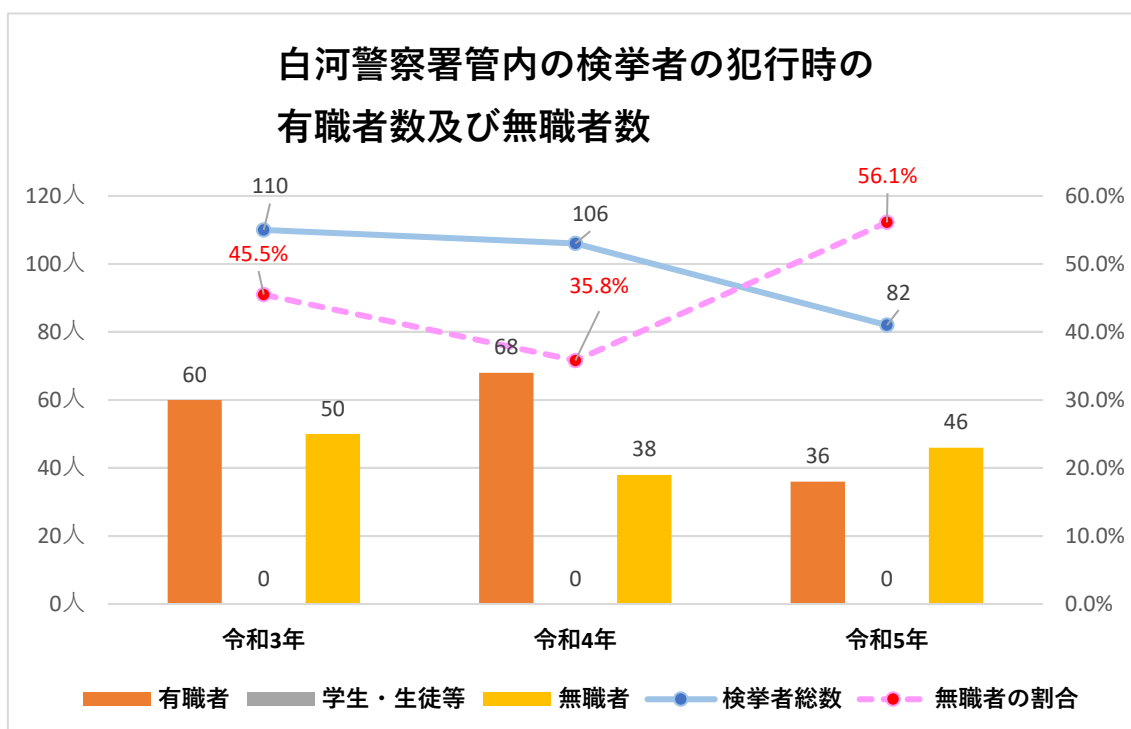
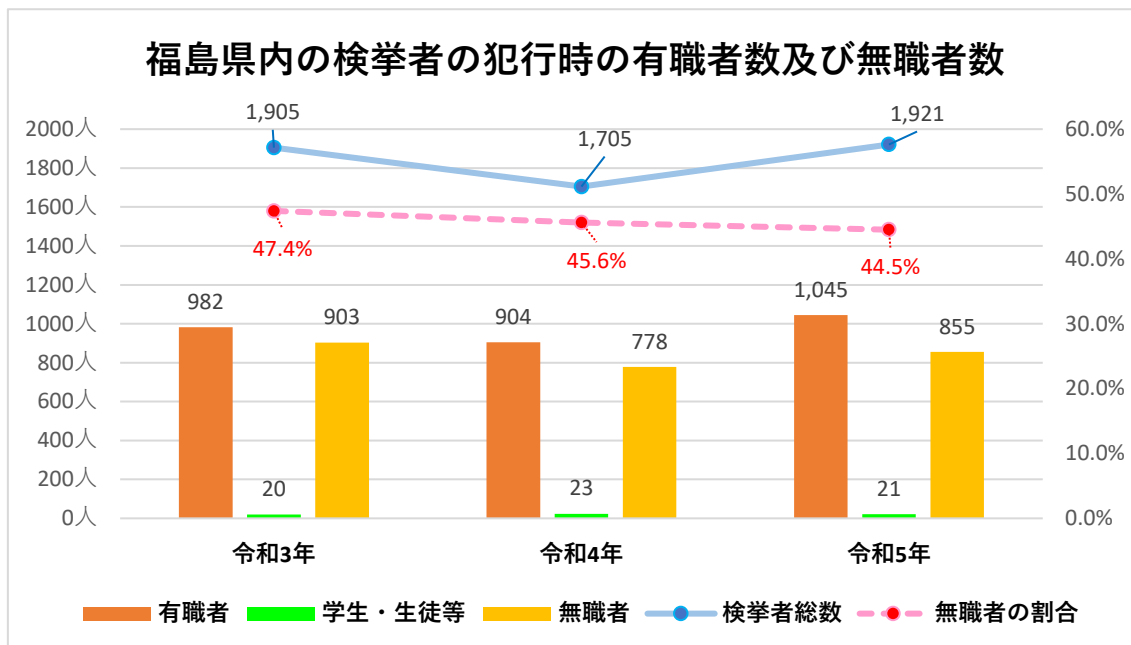
薬物における検挙者数は、刑法犯の検挙者数と比較すると少ないものの、福島県内及び白河警察署管内における覚醒剤取締法違反の検挙者数のうち再犯者が最も高くなっています。



（仙台矯正管区提供資料）

○犯行時の状況

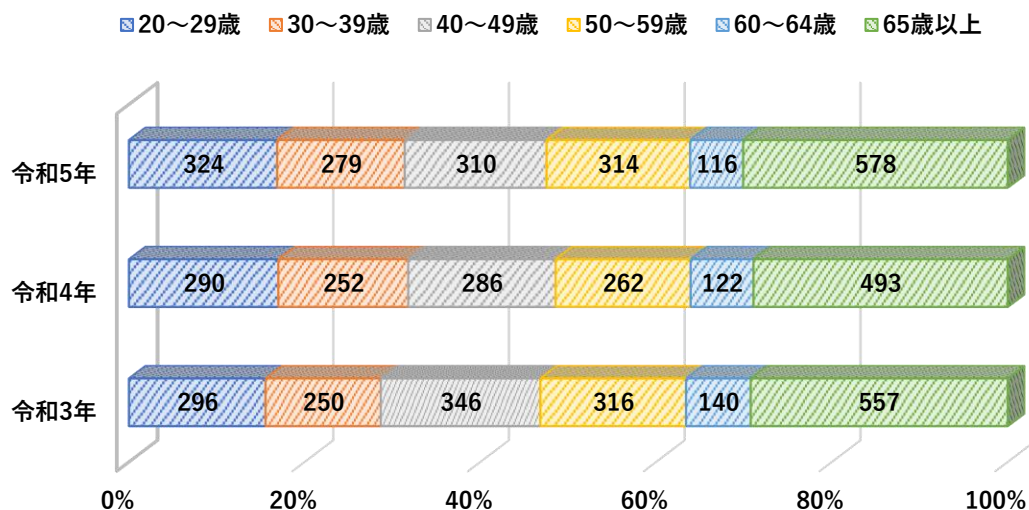
犯行時の就労状況を確認すると、有職者が最も多く、次に無職者となっており、福島県内及び白河警察署管内の検挙者数のうち、無職者の3年間の平均は、45.8%となっています。



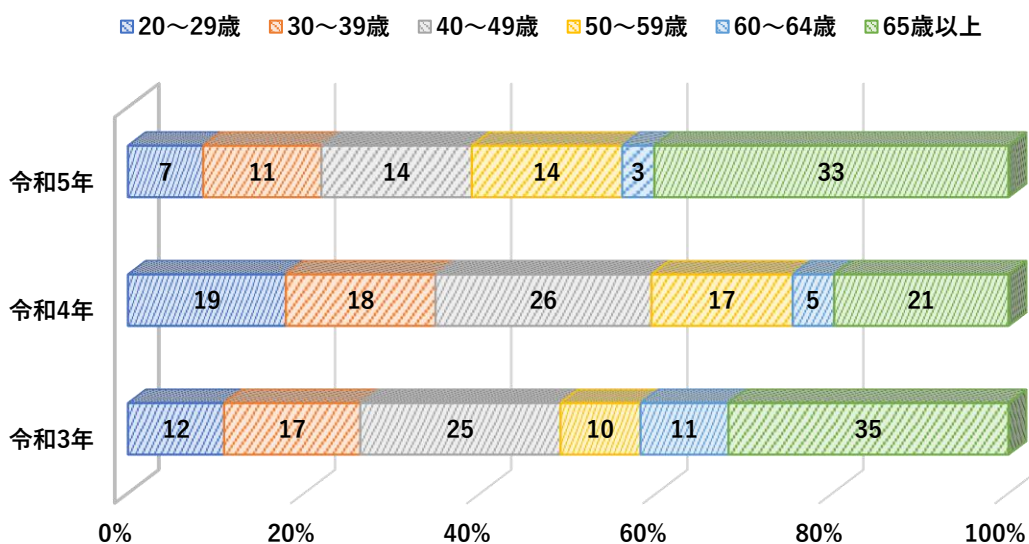
(仙台矯正管区提供資料)

福島県内及び白河警察署管内における犯行時の年齢は、65歳以上の高齢者が最も多く、次に40歳から49歳の高中年が多くなっています。また、60歳から64歳の高年が、年々増加傾向にあります。

福島県内の検挙者の犯行時の年代別割合



白河警察署管内の検挙者の犯行時の年代別割合

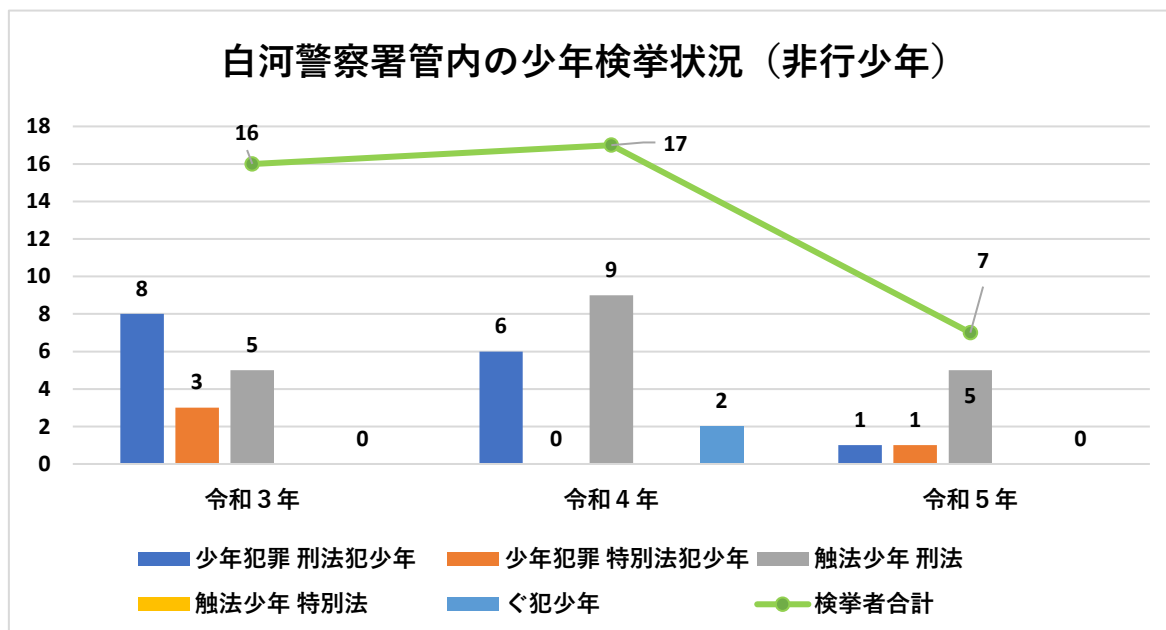
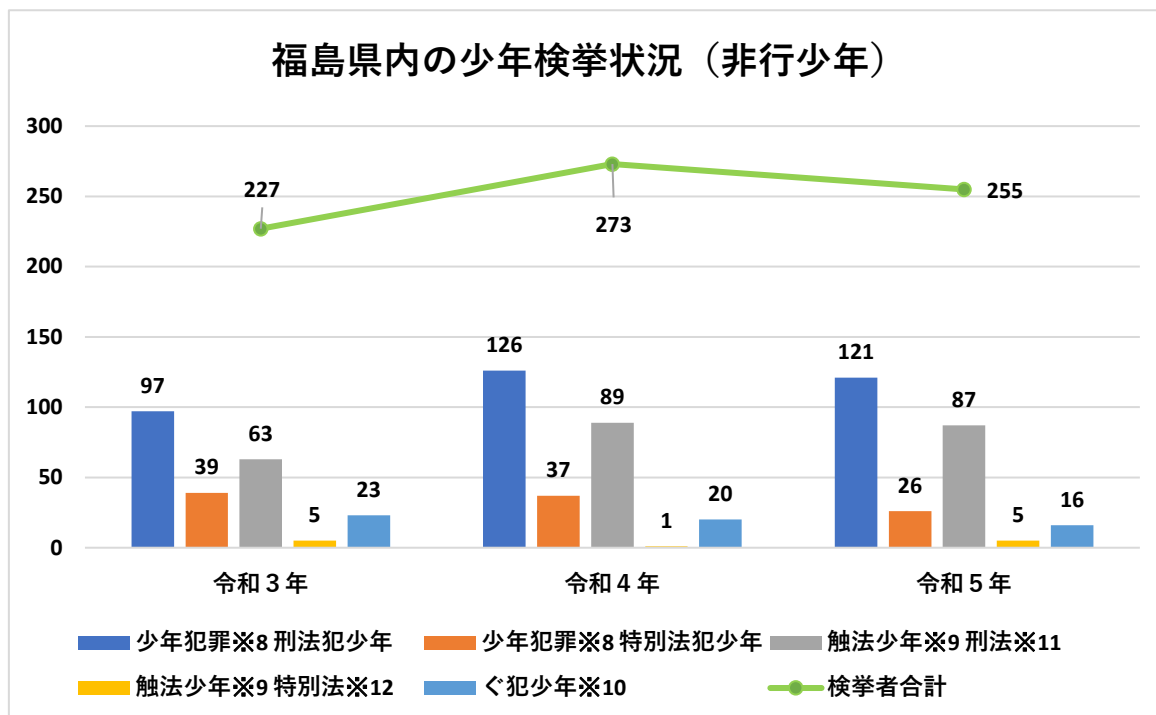


(仙台矯正管区提供資料)

2 少年犯罪の状況について

白河警察署管内における刑法犯少年の検挙状況総数については、令和3年及び令和4年に増加傾向となっておりましたが、令和5年は、令和4年と比べると58.8%の減少となっています。

補導状況を学識別で見ると未就学児から中学生の補導が令和4年と比べ62.0%と増加しています。



（白河警察署提供資料）

《用語の説明》

※8 犯罪少年…(1)14歳以上で罪を犯した少年、少女

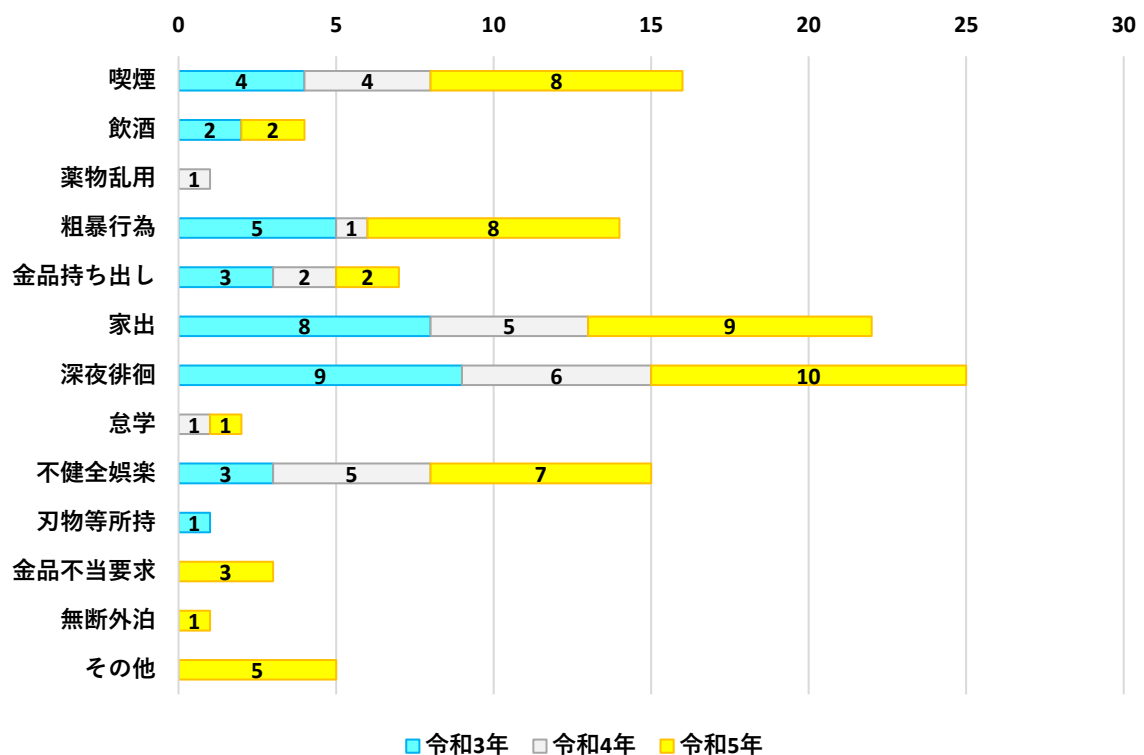
※9 触法少年…14歳未満で(1)に該当する行為を行った少年、少女で14歳未満の少年、少女については刑事責任を問わない

※10 ぐ犯少年…保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれがあると認められる少年、少女

※11 刑法……刑法に規定された犯罪

※12 特別法……刑法以外の法律に規定された犯罪

白河警察署管内の不良行為少年※13の補導状況（行為別）



（白河警察署提供資料）

《用語の説明》

※13 不良行為少年…非行少年に該当しないが、飲酒、喫煙など自己及び他人の徳性を害する行為をしている少年、少女

第3章 取組の概要

1 基本的な考え方

国においては、再犯防止推進法第3条に掲げる「基本理念」に基づき、国の再犯防止推進計画の5つの「基本方針」や7つの重点課題が設定されています。

また、福島県においては、国の再犯防止推進計画を勘案して、福島県再犯防止推進計画が策定され、取組事項を設定しています。

こうしたことから、国や福島県との連携、また、適切な役割分担を図るうえからも、国及び福島県再犯防止推進計画を踏まえて本計画を策定し、本町の地域の実情に応じた再犯の防止等に関する取組を推進します。

■再犯防止推進法第3条に掲げる「基本理念」の概要

- ①犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する。
- ②犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする。
- ③犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自らの社会復帰のために努力することが、再犯防止等に重要である。
- ④各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる。

■国の再犯防止推進計画における5つの「基本方針」の概要

- ①「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ②刑事司法手続きのあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

■国の再犯防止推進計画における 7 つの「重点課題」

- ①就労・住居の確保等
- ②保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③学校等と連携した修学支援の実施等
- ④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤民間協力者の活動の促進等、広報、啓発活動の推進等
- ⑥地方公共団体との連携強化
- ⑦関係機関との人的・物的体制の整備等

(資料:第二次再犯防止推進計画 令和5年3月17日犯罪対策閣僚会議)

□福島県再犯防止推進計画における取組事項

- I 支援実施機関(国、市町村、民間団体)との連携強化
 - 国関係機関、団体等との連携
 - 会議・研修への県職員の派遣
 - 市町村に対する各種情報の提供
- II 支援制度の活用促進
 - 1 必要な支援・相談が受けられる相談支援体制の構築支援
 - 各種相談窓口の体系的整理
 - 2 就労の確保に向けた支援
 - 個々の実情に応じた就職相談・職業紹介
 - 生活困窮者自立支援制度における支援等
 - 福島県就労準備支援事業
 - 障がい者就職面接会の開催を通じた就労促進
 - 児童自立支援施設入所児童自立支援事業
 - 福島県暴力団社会復帰対策協議会による就労支援事業
 - 社会復帰アドバイザーの運用
 - 3 住宅の確保に向けた支援
 - 生活困窮者自立支援制度※14に基づく住居確保支援、一時生活支援事業
 - 地域生活定着支援センターによる入居調整
 - 児童自立支援施設を退所する者に対する支援
 - 公営住宅への入居における配慮

4 保健医療・福祉サービスに関する支援

- 地域生活定着支援センターによる定着支援
- 生活困窮者自立支援制度に基づく一時生活支援事業
- 生活困窮者自立支援相談支援機関による支援
- 日常生活自立支援事業
- 認知症疾患医療センター運営事業
- 地域への円滑な移行と安心できる生活への支援
- 発達障がい者への支援
- 多様な相談機関の活動促進

5 学校や地域社会において再び学ぶための支援

- 福島県警察本部における相談対応
- 福島県子どもの学習支援事業
- 母子父子寡婦福祉資金貸付金
- 児童自立支援施設を退所する者に対する支援(再掲)
- 高等学校等就学支援金
- 高等学校奨学資金給付事業
- 私立高等学校就学支援事業
- 「学び直し」の場の確保
- 支援制度の活用促進
- 少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動

6 犯罪をした者等の特性に応じた支援の推進

- 薬物関係問題相談事業
- 薬物再乱用防止対策に関する情報提供
- 依存症対策の推進
- ストーカー事案の加害者に関する地域精神科医療との連携
- 児童虐待を行った保護者に対するカウンセリング
- 子ども対象・暴力的性犯罪出所者による再犯防止措置
- 出所通知制度による継続的な支援

Ⅲ 支援協力者の育成・確保

1 犯罪をした者等を支える民間協力者の確保、支援

- 少年補導員等育成事業

- 保護司、更生保護女性会、BBS 会等の更生保護ボランティアの活動を促進するための啓発活動
- 会議・研修会への県職員の派遣
- 民間ボランティアに対する各種情報の提供促進
- 建設工事競争入札参加資格審査での優遇措置
- 少年警察ボランティア等への支援
- 民生委員・児童委員の資質向上に資する研修の実施
- 個人・団体に対する積極的な表彰の推進

IV 県民の理解を得るための広報啓発の実施

- 人権教育開発事業
- 保護司、更生保護女性会、BBS 会等の更生保護ボランティア等の活動を促進するための啓発活動(再掲)
- 県内の大学等との連携
- 再犯防止啓発月間中における広報活動の推進
- 社会を明るくする運動への協力・支援
- 受入先に対する研修の実施
- アディクションフォーラムの開催
- 人権啓発事業での啓発及び少年補導員の活動紹介

(資料:福島県再犯防止推進計画(令和3年3月作成)一部抜粋)

≪用語の説明≫

- ※14 生活困窮者自立支援制度…経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある方へ包括的な支援を行う制度
- ※15 更生保護女性会………地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体
- ※16 BBS 会………BBS(Big Brothers and Sisters Movement の略)は、様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体
- ※17 アディクションフォーラム…依存症に関する情報を共有し、理解を深めるためのフォーラム

第4章 町の取組事項

1 広報・啓発活動の推進

犯罪や非行の防止と、犯罪をした者等の更生について、広く町民の理解を深めるとともに、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築くことが重要です。

社会を明るくする運動の推進をはじめ様々な活動を通じ、犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の社会復帰支援の重要性について、理解を深める広報・啓発に取り組めます。

○社会を明るくする運動の推進

毎年7月は、全国展開される「社会を明るくする運動強化月間」であり、再犯防止推進法で定める再犯防止啓発月間でもあることから、白河地区保護司会矢吹方部をはじめ各関係団体と協力し、運動の周知啓発に取り組めます。



第74回「社会を明るくする運動」
内閣総理大臣メッセージ伝達式の様子



「社会を明るくする運動」
街頭啓発の様子

○人権教育・人権啓発の推進

「自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち、人権共存の考え方」として理解を深め、総合的な推進に努めます。

○行政や専門機関等における相談窓口や支援制度の周知等

行政や専門機関等における相談窓口や支援体制について、町広報やホームページへの掲載、公共施設等への掲示により、支援を必要とする相談者等への周知を図ります。

2 就労・住宅の確保等を通じた自立支援のための取組み(国の重点課題①)

(1)安心して生活できる居場所づくり

◇就労の確保に向けた支援

取組み	内 容	担当課
求人情報、職業訓練情報の周知	ハローワークが発行している求人情報や職業訓練情報について、チラシや町ホームページを活用して、情報発信を行います。	商工観光課
生活福祉資金の貸付事業	相談者に対し、社会福祉協議会で行っている貸付事業について、情報提供を行います。	保健福祉課

◇住宅の確保に向けた支援

取組み	内 容	担当課
町営住宅への入居	住宅に困窮する低所得者に対し、低額な家賃で賃貸を行います。	都市整備課
生活困窮者への住宅支援	生活に困窮し、住宅を失った方に対する住宅の支援について、関係機関へつなぎます。	保健福祉課
社会福祉施設への入居調整	自立した生活を営むことが困難な高齢者や障がい者に対し、社会福祉施設への入居調整を支援します。	保健福祉課

◇地域の居場所づくりに向けた支援

取組み	内 容	担当課
高齢者いきいきサロン事業	各地区の集会所等を集まり、お茶や会話を楽しみながら体操やゲーム等をして、コミュニケーションを図り生きがいつくりの場を提供します。	保健福祉課
高齢者の生きがいつくり事業	高齢者の学びの場、生きがいつくりの場を提供します。	生涯学習課
子どもの居場所づくり支援事業	子どもやその保護者及び地域住民に対し、無料または安価で「栄養のある食事・温かな団欒」を提供するための支援を行います。	子育て支援課
ヘルスアップ教室	運動による生活習慣病予防を行います。	保健福祉課
AI デマンドバス「のるーと矢吹」	日常生活の利便性の確保のため、民間バスを利用した移動支援を行います。	まちづくり推進課

3 保健医療・福祉サービス利用の促進等のための取組み(国の重点課題②)

(1)適切かつ切れ目のない行政サービスの提供

◇高齢者又は障がいのある方等への支援

取組み	内 容	担当課
介護保険サービス	介護を必要とする状態になっても自立した生活が送れるよう支援を行います。	保健福祉課
障害福祉サービス	障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくために支援を行います。	保健福祉課
オレンジカフェ(認知症カフェ)	認知症の方や家族、地域住民の方が集う場所を支援します。	保健福祉課
こころの健康相談	心の健康に関する相談を保健師が行います。	保健福祉課
心配ごと相談	社会福祉協議会において、弁護士及び民生児童委員による心配ごとの相談を行います。	社会福祉協議会
成年後見制度の利用	認知症や障がい者の権利を守るため、成年後見制度の普及に努めます。	保健福祉課

4 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組み(国の重要課題③、④)

(1)一人ひとりに応じたサポート体制の構築

◇児童等に対する支援

取組み	内 容	担当課
育児支援活動事業	乳幼児から小中学校まで、子ども達に切れ目のない包括的支援を行います。	子育て支援課
児童生徒サポート推進事業	スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーが各学校と連携し、問題行動等の未然防止と不登校状況にある児童生徒の支援を図ります。	教育振興課
青少年サポート事業	義務教育終了後、引きこもりやその他の問題を抱える青少年に対し、スクールソーシャルワーカー等の専門家とともに家庭、地域をはじめ、関係機関との密接な連携を図り、諸問題への早期解決に取り組めます。	教育振興課

5 民間協力者の活動の促進等、広報、啓発活動の推進等のための取組み(国の重点課題⑤)

(1)社会や地域で見守り、支える環境づくり

◇各活動への支援

取組み	内 容	担当課
社会を明るくする運動(再掲)	白河地区保護司会矢吹方部をはじめ、各関係団体と協力し、運動の周知啓発に取組みます。	保健福祉課
民生児童委員見守り訪問	各地区の民生児童委員による一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯への訪問・見守り活動を行います。	保健福祉課

6 地方公共団体との連携強化における取組み(国の重点課題⑥)

(1)多機関連携・協働によるつながりづくり

◇更生への支援

取組み	内 容	担当課
要保護児童対策事業	家庭相談システムを導入し、児童相談、家庭相談業務を迅速化し、児童・家庭への切れ目のない支援を行います。	子育て支援課
青少年健全育成推進協議会運営事業	児童を対象とした体験学習について、支援できる体制づくりに取り組めます。	生涯学習課

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

再犯防止に関する施策は、更生保護をはじめ、住宅・雇用・高齢者・障がい・教育など幅広い分野にわたっています。そのため、本計画の推進にあたっては行政だけでなく、各支援機関・団体や地域での協力が必要不可欠です。

町は、福島保護観察所や仙台矯正管区の技術的支援を受けながら、行政・各支援機関及び団体・地域の連携強化を図り、直面する課題等の情報共有や今後の取組みの方向性について検討していきます。また、支援が必要なケースが実際に発生した場合は、関係機関等と連携して支援協議等を行い、犯罪をした者等への必要な支援がより適正かつ迅速に行えるよう努めます。

矢吹町再犯防止推進計画

令和7年 月

矢吹町 保健福祉課

〒969-0296 福島県西白河郡矢吹町一本木 101 番地

電 話 0248-44-2300

E-mail hoken@town.yabuki.fukushima.jp